

相続税と法定相続人 相続税の総額は変わらない

1 相続税の金額は、相続人の数に応じて変わります。相続人が多いほど基礎控除の金額が大きくなり、相続税額が引き下げられるしくみです

2 したがって、だれが相続人になるのか確認しておくといでしょう。原則は、民法の相続人の規定によりますが、養子だけは相続税上の取り扱いが別途存在します

3 ところで、だれかが相続を放棄した場合も、相続税の総額は変わりません。そのため、相続税では、最初に、相続税の総額を算出するようになっています

相続税の金額

相続税は、相続税の課税財産から基礎控除を差し引いて計算します。起草控除は、「3,000万円+600万円×相続人の数」によって計算します。

つまり相続人がたくさんいると、基礎控除額が大きくなり相続税額が引き下げられるしくみです。たとえば、相続人が3名の場合、4,800万円(=3,000万円+600万円×3名)までの課税相続財産であれば、相続税がかからないしくみです。

相続人は誰？

誰が相続人になるのかは、事前に確認できます。民法に決まっていますので、原則としてこれにしがたいます。配偶者は必ず相続人になります。配偶者のほかの相続人で優先順位1位は子どもです。その次は、直系尊属(血のつながっている父母、祖父母など)、そしてその次の優先順位で兄弟姉妹が相続人になります。ただし、子ども、直系尊属、兄弟姉妹は先順位の相続人がいるときは相続人になりません。

養子については実子と同じ扱いは2名、いなくときは1名まで含めることができます

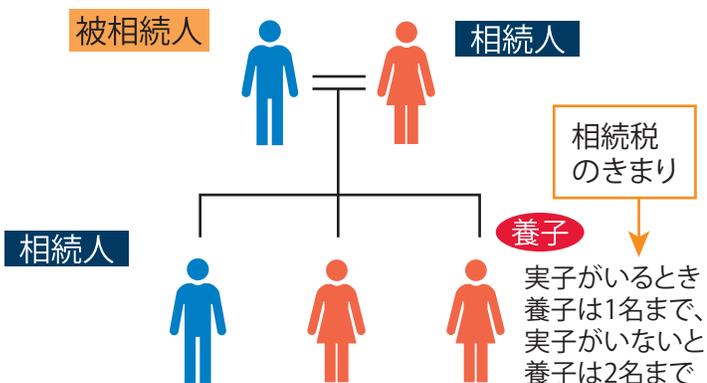


相続放棄

相続人は相続を放棄することが可能です。誰かが相続を放棄したら、相続税の計算はどのようにかわるのでしょうか？

じつは、何も変わりません。相続の放棄はなかったものとして取り扱われます。相続の放棄があった人の分の基礎控除も同じように計算することになっています。その結果、相続税の総額は変わらないのです。

相続人の範囲



ライフプランに関する相談はお気軽に

Barms
Corporation Co., Ltd.

発行元:バームスコーポレーション(有)
神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301
tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268
mail pinfo@barms.jp http://www.barms.jp